

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	井上 将志郎
登録番号又は法人番号	1 3 4 0 1 7 2 7
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	行政書士かしい法務事務所
事務所所在地	福岡県福岡市東区香椎駅前2丁目4番11号
処分年月日	令和4年3月24日
処分内容（種類）	会員の権利停止6月（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）
上記処分をした理由	<p>井上将志郎会員は、平成30年8月から令和3年10月の3年の間に、受任した業務の遅延或いは不完全履行、連絡不通などの苦情が、延べ7名の顧客から9件寄せられ、その間、本会管理部より注意指導を受けたが、改善しなかった。</p> <p>これらの行為は、行政書士法第10条に違反するとともに、本会会則第76条第1項に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>福岡県行政書士会会則第76条第1項</p> <p>会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。</p> <p>福岡県行政書士会会則第78条第2号</p> <p>個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 1年以内の会員の権利停止</p>